

改正 令和2年12月24日 原規総発第2012243号 原子力規制委員会決定

令和2年12月24日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第120919005号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後						改正前					
別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年 法律第166号) 関係						別表第3 (原子力規制法令) (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年 法律第166号) 関係					
事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否	事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1～ 320	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～ 320	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>321</u>	部門 (部 <u>安全規制 管理官に 係るもの に限 る。)</u>	<u>核燃料物質等の工場又は 事業所の外における運搬 に関する技術上の基準に 係る細目等を定める告示 (平成2年科学技術庁告 示第5号。以下この表に おいて「外運搬技術基準 告示」という。) 第3条 第1項第1号の表上欄の 規定による特別形核燃料 物質等の設計の承認に関 すること。</u>	原子力 規制部 長		否	(新 設)	(新設)	(新設)	(新 設)		(新設)
<u>322</u>	部門 (部	<u>外運搬技術基準告示第3</u>	長官		要	<u>321</u>	部門 (部	<u>平成2年科学技術庁告示</u>	長官		要

	安全規制管理官に係るものに限る。)	条第1項第1号の表中口の規定による試験の承認に関すること。					安全規制管理官に係るものに限る。)	第5号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。)第3条第1項第1号表中口の規定による試験の承認に関すること。			
323	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	外運搬技術基準告示第3条第1項第1号の表下欄の規定による別表第2の第2欄又は第3欄に掲げる数量の承認に関すること。	原子力規制部長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
324	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	外運搬技術基準告示第3条第3項の規定による特別形核燃料物質等設計承認書の交付に関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
325	部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)	外運搬技術基準告示第3条第4項の規定による特	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)

	管理官に係るものに限る。)	別形核燃料物質等設計承認書の有効期間の更新に関すること。									
326	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。)	外運搬技術基準告示第3条第6項の規定による特別形核燃料物質等設計承認書の有効期間の書換えに関すること。	主管課等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
327～331	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	322～326	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
332	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。)	工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであることの確認等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第16号）第4条の規定による放射能濃度確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否	327	部門（部安全規制管理官に係るものに限る。)	製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射能濃度に関する規則（平成17年経済産業省令第112号）第4条の規定による放射能濃度確認証の交付に関すること。	主管課等の長		否

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	328	部門（部 安全規制 管理官に 係るもの に限 る。）	試験研究の用に供する原 子炉等に係る放射能濃度 についての確認等に関す る規則（平成17年文部 科学省令第49号）第4 条の規定による放射能濃 度確認証の交付に関する こと。	主管課 等の長		否
333～ 357	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	329～ 353	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2)・(3) (略)

別表第4（放射性同位元素等規制法令）

(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
74	部門（官 房安全規 制管理官 に係るも のに限	放射性同位元素等の工場 又は事業所の外における 運搬に関する技術上の基 準に係る細目等を定める 告示（平成2年科学技術	主管部 等の長		否

(2)・(3) (略)

別表第4（放射性同位元素等規制法令）

(1) 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

関係

事項 番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
1～73	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新 設)	(新設)	(新設)	(新 設)		(新設)

	る。)	庁告示第7号。以下この表において「外運搬技術基準告示」という。) 第1条の2第1項第1号ただし書の規定による免除濃度の承認に関すること。									
75	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第1条の2第1項第2号ただし書の規定による免除量の承認に関すること。</u>	主管部等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
76	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第1条の2第1項第4号の規定による製品に含まれる放射性同位元素の承認に関すること。</u>	主管部等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)
77	部門（ <u>官房安全規制管理官に係るものに限る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第2条第1項第1号の表上欄の規定による特別形放射性同位元素等の設計の承認に関すること。</u>	主管部等の長		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)

	る。)										
78	部門（ <u>官 房安全規 制管理官 に係るも のに限 る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第2 条第1項第1号の表下欄 の規定による別表第2の 第2欄又は第3欄に掲げ る数量の承認に関するこ と。</u>	<u>主管部 等の長</u>		否	（新 設）	（新設）	（新設）	（新 設）		（新設）
79	部門（ <u>官 房安全規 制管理官 に係るも のに限 る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第2 条第3項の規定による特 別形放射性同位元素等設 計承認書の交付に関する こと。</u>	<u>主管課 等の長</u>		否	（新 設）	（新設）	（新設）	（新 設）		（新設）
80	部門（ <u>官 房安全規 制管理官 に係るも のに限 る。</u> ）	<u>外運搬技術基準告示第2 条第5項の規定による特 別形放射性同位元素等設 計承認書の有効期間の更 新に関すること。</u>	<u>主管課 等の長</u>		否	（新 設）	（新設）	（新設）	（新 設）		（新設）
81	部門（ <u>官 房安全規 制管理官 に係るも のに限</u>	<u>外運搬技術基準告示第2 条第6項の規定による特 別形放射性同位元素等設 計承認書の有効期間の書 換えに関すること。</u>	<u>主管課 等の長</u>		否	（新 設）	（新設）	（新設）	（新 設）		（新設）

	る。)										
82	部門（官 房安全規 制管理官 に係るも のに限 る。）	外運搬技術基準告示第2 5条第2項の規定による 放射性輸送物設計承認書 の交付に関する事。	主管課 等の長		否	74	部門（官 房安全規 制管理官 に係るも のに限 る。）	放射性同位元素等の工場 又は事業所の外における 運搬に関する技術上の基 準に係る細目等を定める 告示（平成2年科学技術 庁告示第7号。以下この 表において「外運搬技術 基準告示」という。）第 25条第2項の規定によ る放射性輸送物設計承認 書の交付に関する事。	主管課 等の長		否
83～ 84	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	75～ 76	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
様式第11 (略)						(様式第11) (略)					
様式第13 (略)						(様式第13) (略)					